平成３０年（フ）第４号
兵庫県篠山市真南条中357番地
債務者　北井　　香
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成３０年（フ）第７６号
北九州市小倉北区足原１丁目７番２―607号
債務者　小屋敷幸子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３１号
京都市西京区山田出口町33番地　レーベン山口　206
債務者　吉田　哲雄
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第９４号
京都市伏見区醍醐構口町32番地２　構口マンション　304号室、前住所京都市伏見区小栗栖小阪町68番地２　インリバーレジデンス202号室
債務者　谷山英梨香
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９１号
岡山県美作市湯郷171番地２　岡田アパート10号室、前住所岡山県岡山市中区土田407番地１　Ｇ―ＲＥＥＮ203号室
債務者　毛利　英乃（旧姓島田・本荘）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第３０７号
香川県高松市香西東町396番地３　リーベ浅田202号
債務者　渡部　茉莉（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８号
香川県高松市上福岡町720番地10　ロイヤル玉藻10―14
債務者　山崎　秀樹
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２号
長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷1253番地２
債務者　熊屋賀知子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２９年（フ）第６８号
宮城県柴田郡柴田町大字船迫字田小路23番地
債務者　小林　克已
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第５４８２号
大阪市平野区長吉出戸２丁目３番８号　305
債務者　石井　恵美（旧姓金城）
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３８号
大阪府吹田市藤白台１丁目１番14―602号
債務者　前田志津代（旧姓菊山）
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４３号
大阪府寝屋川市三井が丘３丁目４番13―404号
債務者　尾﨑　優果
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７９号
大阪府八尾市高安町南３丁目79番地の３　シェソワ高安202号
債務者　藤本　恵介
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１７号
大阪府高槻市玉川２丁目22番502号
債務者　安田　孝三
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３１３号
大阪市生野区小路３丁目16番15号
債務者　山内真智子こと　髙　眞智子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４７３号
大阪市大正区千島２丁目４番３―818号
債務者　林　　武
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２号
大分県豊後大野市三重町市場97番地　ますの井アパート206号
債務者　矢倉　淳至
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大分地方裁判所竹田支部